

平成 29 年度第 4 回長野県契約審議会次第

日時 平成 30 年（2018 年）2 月 13 日（火）

13 時 30 分から 16 時 00 分

場所 県庁議会棟 第 1 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 会議事項

(1) 審議事項

ア 前回審議会の主な意見について

イ 建設工事における 2 億円を境とする失格基準等の見直しについて（取組番号 1 6）

ウ 建設工事における総合評価落札方式の低入札価格調査について（取組番号 1 6）

エ 建設工事における低入札価格調査の実施について（取組番号 1 7 関連）

オ 建設工事における W T O 案件等の技術提案点の見直しについて

(2) 報告事項

ア 建設工事及び建設工事に係る委託業務における入札事務手続きの見直しについて①②

イ 建設工事等の標準請負契約約款の改正について（社会保険への加入の促進）

ウ 説明請求審査部会の開催について

4 その他

5 閉 会

資料一覧表

審議事項

- ア 前回審議会の主な意見について ・ ・ 資料1 (P 1)
- イ 建設工事における2億円を境とする失格基準等の見直しについて ・ ・ 資料2 (P 6)
- ウ 建設工事における総合評価落札方式の低入札価格調査について ・ ・ 資料3 (P 9)
- エ 建設工事における低入札価格調査の実施について ・ ・ 資料4 (P13)
- オ 建設工事におけるWTO案件等の技術提案点の見直しについて ・ ・ 資料5 (P16)

報告事項

- ア 建設工事及び建設工事に係る委託業務における入札事務手続きの見直しについて①②
・ ・ 資料6 (P17)
- イ 建設工事等の標準請負契約約款の改正について (社会保険への加入の促進)
・ ・ 資料7 (P21)
- ウ 説明請求審査部会の開催について ・ ・ 資料8 (P23)

長野県契約審議会 委員名簿

（敬称略、五十音順）

氏 名	経 歴 ・ 役 職 等	備 考
うす 確 い 井 みつ 光 あき 明	東京大学名誉教授	出 席
おお 大 くほ 窪 くみ 久美子 こ	信州大学農学部教授	出 席
おく 奥 はら 原 みどり	一級建築士	出 席
お 小 ざわ 澤 よし 吉 のり 則	一般財団法人 長野経済研究所調査部長	出 席
くら 藏 たに 谷 しん 伸 いち 一	長野県建設業協会会長	出 席
にし 西 むら 村 なお 直 こ 子	信州大学経法学部教授	出 席
の 野 もと 本 ひろ 博 ゆき 之	公認会計士	
ほり 堀 こし 越 みち 倫 よ 世	税理士	出 席
やなぎさわ 柳 澤 しゅう 修 うじ 嗣	弁護士	出 席
ゆ 湯 もと 本 のり 憲 まさ 正	自治労長野県本部副中央執行委員長	出 席
よし 吉 の 野 よう 洋 いち 一	国土交通省 中央建設工事紛争審査会特別委員	出 席
わたなべ 渡 辺 ひさみ	中小企業診断士	出 席

（11 名出席予定）

（任期 3 年、平成 29 年 9 月 1 日から平成 32 年 8 月 31 日まで）

前回審議会の主な意見 [平成29年度第3回審議会(11月13日)]

資料1-1

項目	取組番号	委員	意見の要旨	対応案等
公募型見積合わせの拡大試行等について	7,13	碓井会長	公募型の試行にあたり、どのような要件を設定したのか、その実施結果について、またご報告願いたい。 また、通常の見積合わせについてもどのように選定を行っているのか、お示し願いたい。	可能な調査を行い、試行結果の検証とあわせ報告します。
		渡辺委員	公募型見積合わせの試行について、競争性等を確保することが挙げられているが、競争性が確保できたかどうかは、どのように判断するのか。また、試行結果の判断にあたって、競争性が確保されたことがわかる資料を示していただきたい。	試行の状況、結果を踏まえ、一定の検証の上報告します。
県発注工事における週休二日の実施について	—	奥原委員	実施した週休二日のモデル工事に関する技術者及び作業員のアンケート結果について、次回審議会でご報告願いたい。	資料1-2のとおりです。
		堀越委員	週休二日によって、民間企業の経営が圧迫される部分もあるかと思うが、それに対してどのように対応するのか、もう少し検討願いたい。	実施状況を踏まえ、どのような取組が可能か検討してまいります。
		柳澤委員	発注者は週休二日に係る間接費の負担を行うとのことだが、直接費と間接費が何を意味するのか教えていただきたい。	資料1-4のとおりです。
		碓井会長	今後の取組については、工事の品質等も十分考慮に入れて、どういう方向で行うか議論していくことをお願いしたい。	実施状況を踏まえ、どのような取組が可能か検討してまいります。
舗装工事における総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)の試行について	-	奥原委員	評価項目について、実績のある大手企業のみならず、中小企業の受注機会にも配慮願いたい。	評価項目については、パターンが固定化させないように配慮してまいります。今回の試行は、舗装の専門的なスキルを持った企業が受注しやすいというのが特徴であり、会社の規模というよりはその得意分野をある程度引き出せるような結果になればと考えています。
建設工事の落札状況について	-	奥原委員	建設工事の落札状況について、金額別の状況をお示し願いたい。	資料1-5のとおりです。
清掃業務、警備業務、設備管理業務における賃金実態調査について	76	碓井会長	平均賃金の状況等について、県の労働関係所管課で分析しているデータがあればお示し願いたい。	県内の民間企業に雇用されている労働者の賃金等を調査した長野県賃金実態調査では、平成28年の一般労働者の賃金(月間賃金額のうち時間外勤務手当等以外のもの)は対前年比0.6%減、パートタイム労働者の賃金(1時間当たり賃金)は1.2%増となっています。
その他	—	小澤委員	建設業において、建設相談110番や建設業支援コーディネーター設置事業等の制度があったと思うが、今でもそのような効率化のための制度はあるのか。また、それらを含めた働き方改革の方向性はいかがか。	以前、設置していた建設相談110番等は廃止し、各建設事務所に相談窓口を設置しています。働き方改革として、週休二日の確保や若手技術者の育成等の推進を図ってまいります。

注 網かけ部分は、前回審議会での説明、回答が十分でなかった部分を補足した項目

平成28年度 週休2日を確保するモデル工事について（報告）

1 実施状況（70現場中67現場で実施 96%）

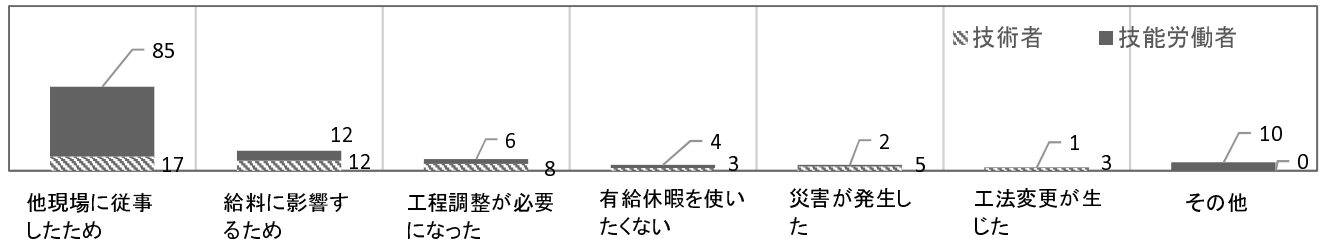
部局別		請負額別		工種別					
建設部土木系	33	1,500万円未満	21	道路改築工	19	水路工	5	護岸工	3
建設部建築系	3	1500万円～3,000万円未満	28	山腹工	7	堰堤工	5	建築	3
農政部	13	3,000万円～8,000万円未満	17	舗装工	6	ホーリング工	4	機械設備	2
林務部	18	8,000万円以上	1	法面工	6	防護柵工	4	その他	3
計	67	計	67	計	67				

2 アンケート結果

- アンケート対象者及び回答数 : 現場に従事する技術者85人 技能労働者244人 合計 329人
- 週休2日を確保できた労働者 : 技術者 71% 技能労働者 59% 全体 62%

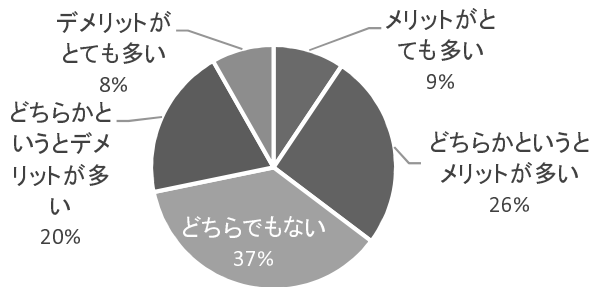
Q1：予定した休工日どおり休めなかった理由は？（複数回答あり）

休めなかった38%(124人)のうち、「他の現場に従事した」が約8割(102人)と回答した。

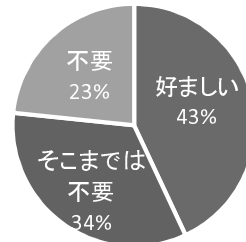


Q2：週休2日についてどう思う？

技術者、技能労働者とも肯定的な意見が4割程度であった。

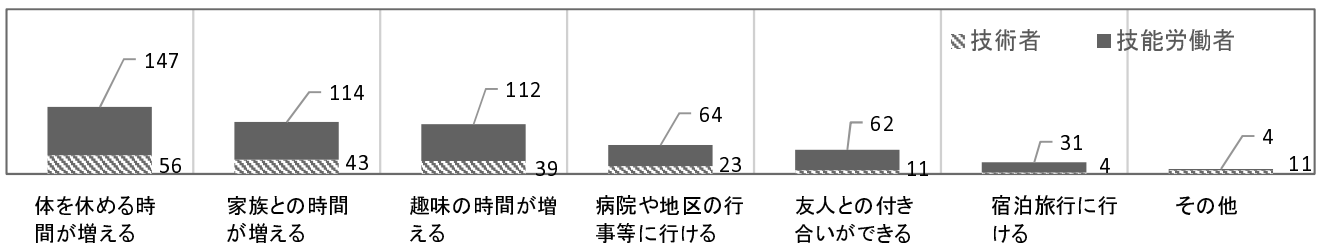


技術者アンケート

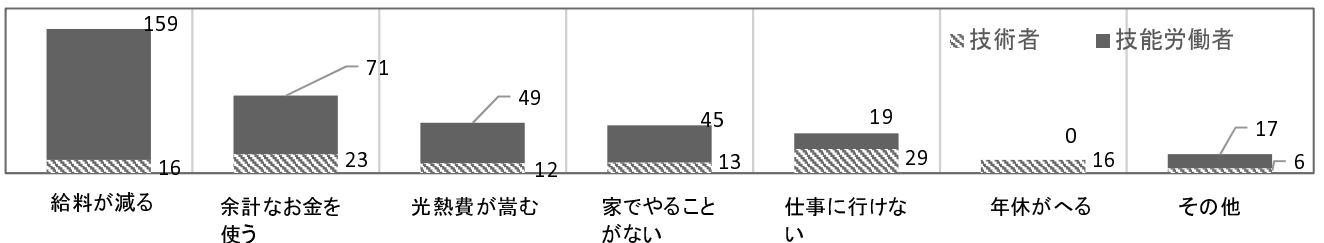


技能労働者アンケート

Q3：どんな効果があるか？（複数回答あり）



Q4：どんな課題があるか？（複数回答あり）



経営者を対象とする週休2日についてのアンケート集計【実態調査】

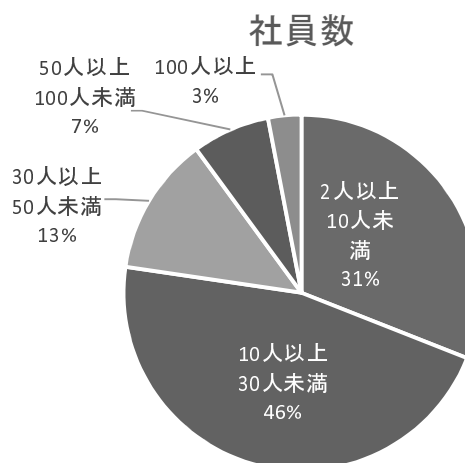
- アンケートの目的 : 将来の担い手確保の向けて週休2日を進める上での課題を洗い出すため。
- アンケート実施時期 : 平成28年12月～平成29年1月
- 対象企業 : 長野県建設業協会会員及び週休2日モデル工事施工会社(非協会員) 計 526社
- 回答社数 : 397社(回答率75.4%)

【実態調査】

- 社員数 : 2～583人/社 平均26.6人

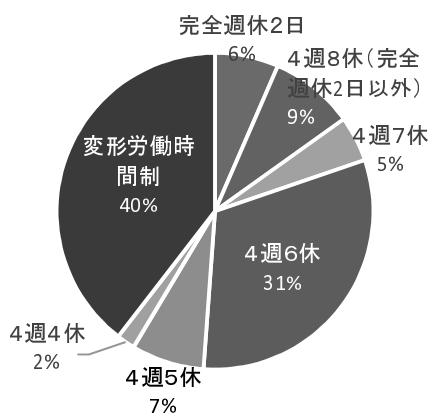
- 土木/建築の受注比率(平均)
土木:建築:その他 = 76 : 23 : 1

- 公共工事/民間工事の受注比率
公共 : 民間 = 68 : 32

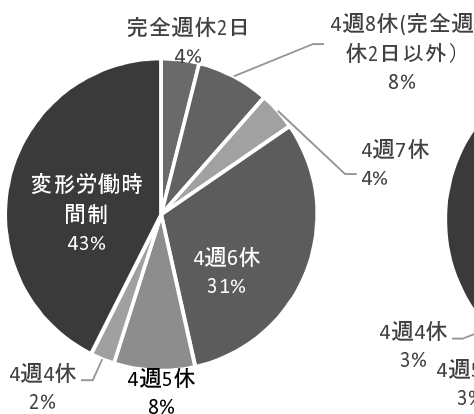


- 会社の就労規則

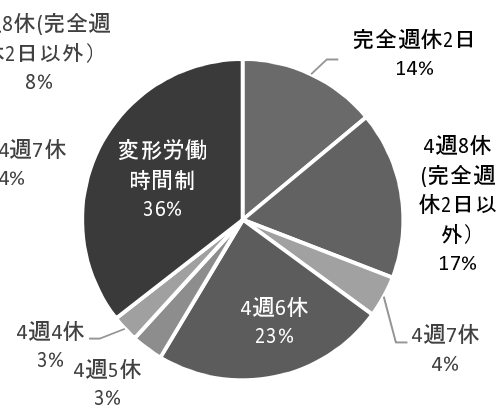
【技術者】



【技能労働者】

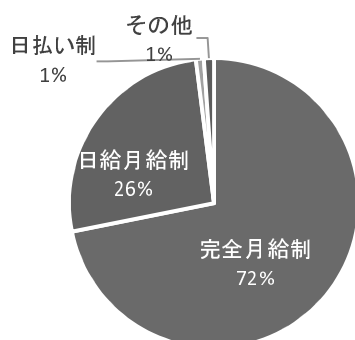


【その他事務職等】

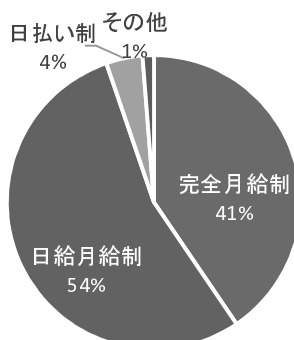


- 会社の給与制度

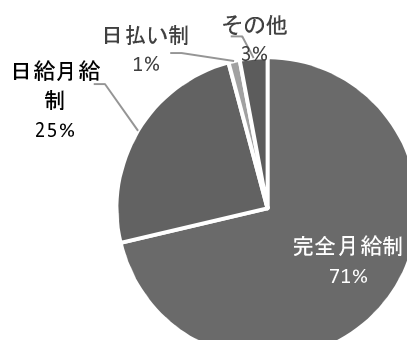
【技術者】



【技能労働者】



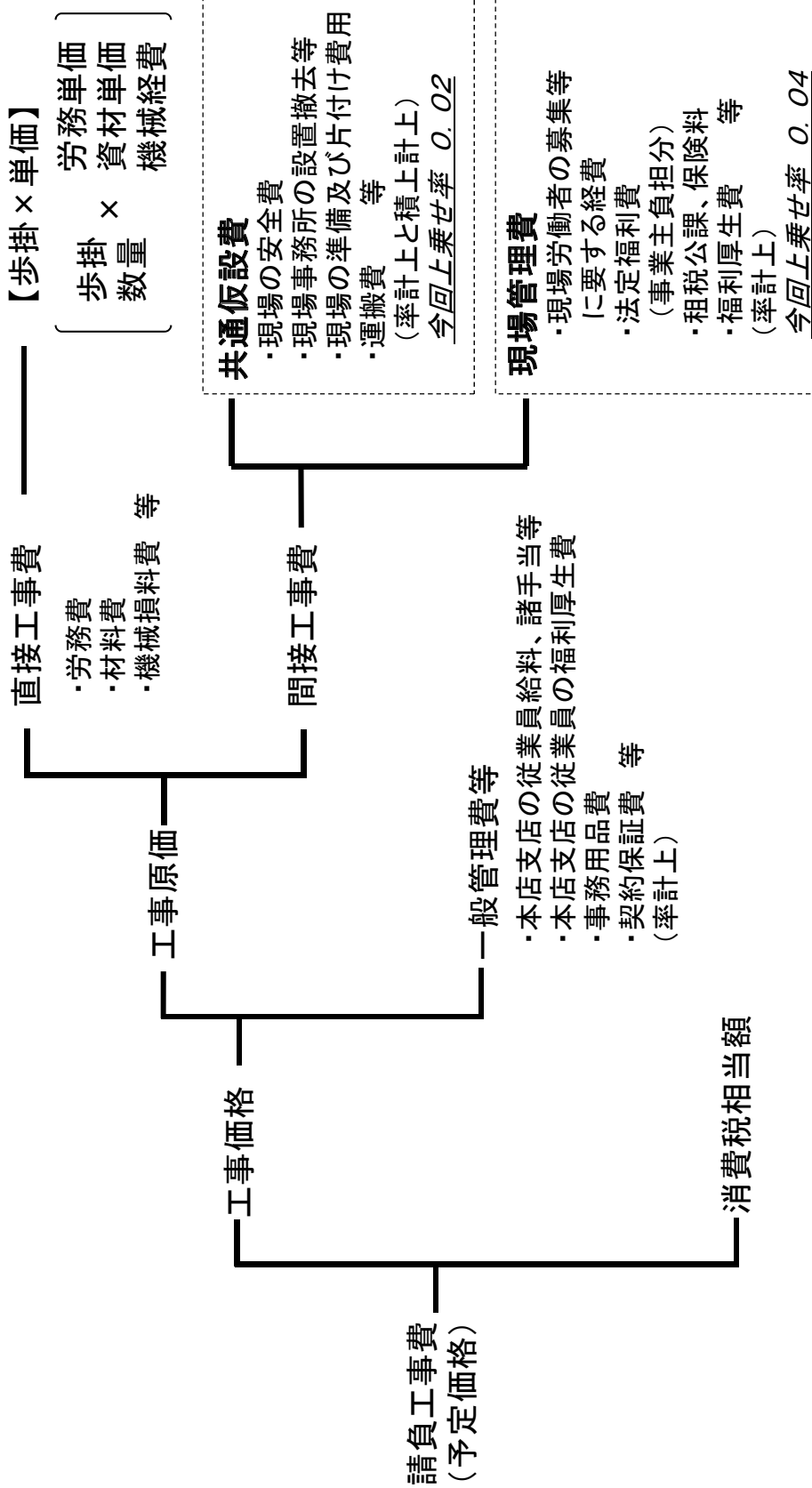
【その他事務職等】



公共工事の予定価格の積算体系

公共工事の予定価格

建設市場調査の平均的な価格（労務費、材料費、損料費等）を用いて発注者が算出した工事費



建設工事の実施件数

平成28年度建設工事予定価格別実施件数

(単位：件)

予定価格（税込）	～1500万円	1500～ 3000万円	3000～ 5000万円	5000～ 8000万円	8000万円 ～2億円	2億円以上	計
発注工事数	829	484	276	152	118	29	1,888
構成比	43.9%	25.6%	14.6%	8.1%	6.3%	1.5%	100.0%

※発注工事数：長野県が発注した建設工事のうち受注希望型競争入札・参加希望型競争入札の工事件数

建設工事における 2億円を境とする失格基準等の見直しについて

1 現状と課題

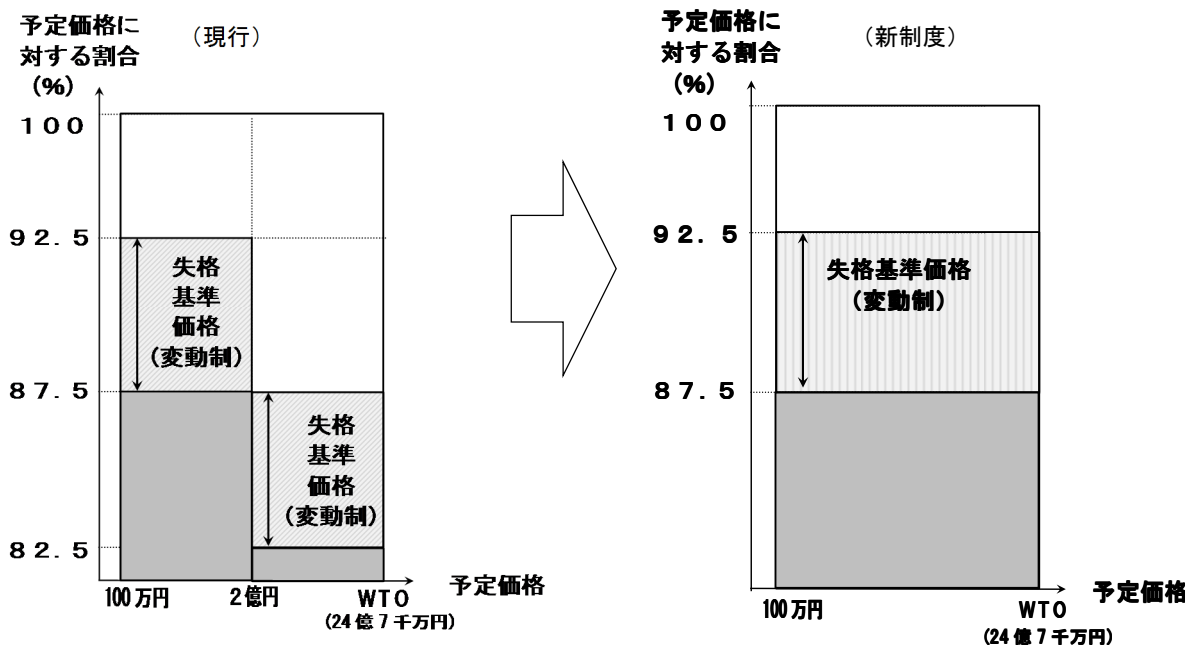
- (1) 予定価格2億円以上の建設工事については、2億円未満の工事に比べコスト縮減の可能な幅が大きいとの観点から、平成16年度より失格基準を引き下げて運用してきたが、現時点で、その根拠は明確となっていない。
- (2) 発注者が予定価格を算出する積算基準は、工事費が高くなるほど、直接工事費の割合が大きくなり、諸経費の割合が小さくなる。このため、国や多くの自治体が用いている中央公契連モデル※では、工事費が高くなるほど、低入札価格調査基準が高く(=コスト縮減の幅が小さく)なる。
- (3) 今年度、(一社)長野県建設業協会が実施した受注実績調査では、2億円以上の工事は、2億円未満の工事と比べ、確保できた一般管理費率の平均で約5.2%低い結果。

※工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル

2 見直しの内容

上記1を踏まえ、予定価格2億円以上の案件(WTO案件を除く)においても、2億円未満と同様の基準とする。

受注希望型競争入札における失格基準価格の設定範囲



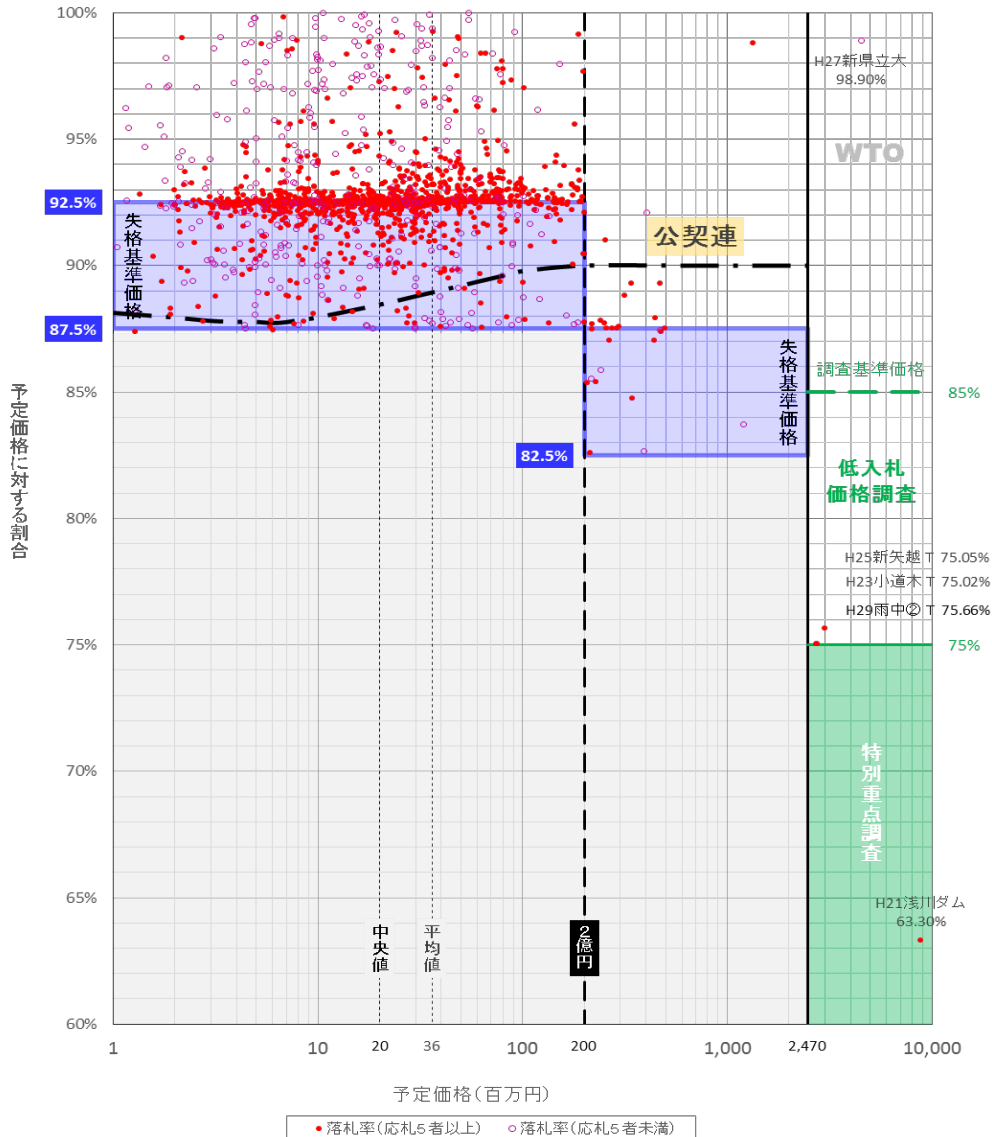
3 実施時期

平成30年4月の公告案件から適用

(参考)

1. 建設工事における低入札価格調査と落札率(H28)の関係

※WTOは過去10年



長野県の失格基準価格

- ・ 予定価格 100 万円以上 2 億円未満
 予定価格の 87.5%~92.5% (変動制)
- ・ 予定価格 2 億円以上
 予定価格の 82.5%~87.5% (変動制)

公契連モデルによる
 低入札価格調査基準価格

H29.4.1~

【範囲】
 予定価格の
 7.0/10~9.0/10

【計算式】

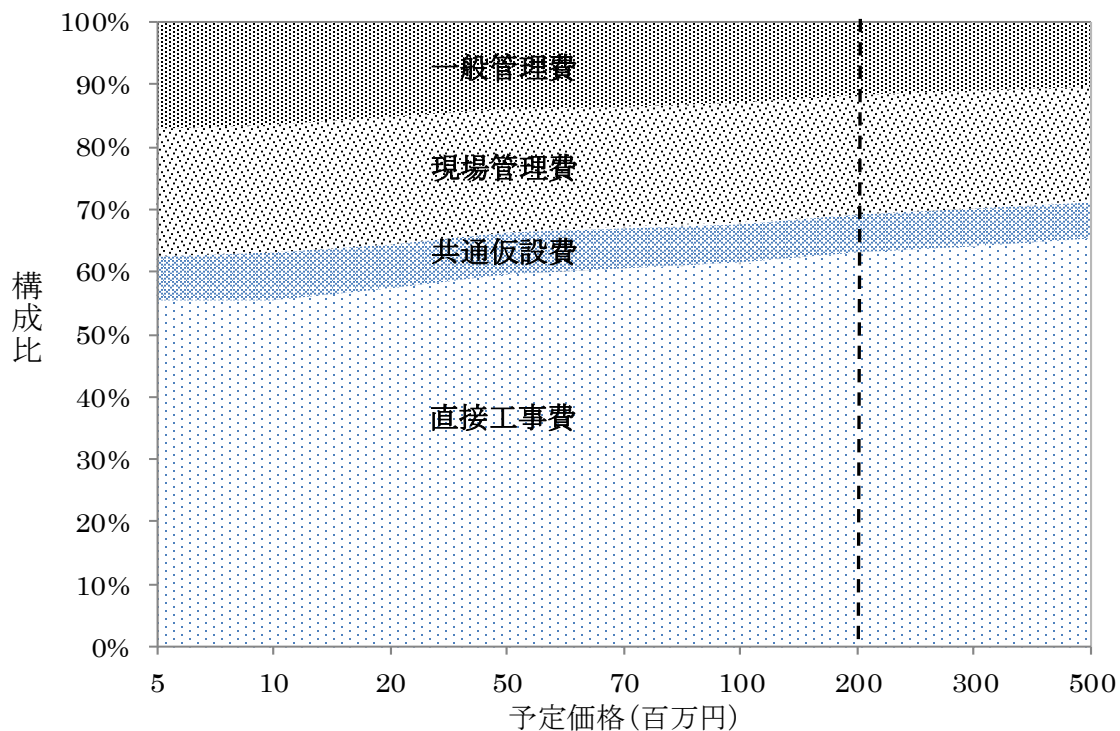
- ・ 直接工事費 × 0.97
- ・ 機械経費 0.95
- ・ 労務費 1.00
- ・ 材料費 0.95
- ・ 共通仮設費 × 0.90
- ・ 現場管理費 × 0.90
- ・ 一般管理費 × 0.55

上記の合計額 × 1.08

2. 失格基準価格等の変遷

予定価格	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
2億円未満	予定価格の 75~80% (H16.12~)		同80~85% (H19.4~)		同85~90% (H21.5~)			同87.5~90% (H25.9~)		同87.5~92.5% (H27.4~)			
2億円以上~WTO	下位5者の平均値の 80% (H15.4~)		下位8割の参加者の平均90% (H19.4~)				予定価格の 80~85% (H23.4~)		同82.5~85% (H25.9~)		同82.5~87.5% (H27.4~)		
WTO	低入札価格調査を導入 (H15.4~)						低入札価格調査に特別重点調査を導入 (H23.7~)						

3. 工事費の内訳



直接工事費

機械経費、労務費、材料費

共通仮設費

運搬費、準備費、事業損失防止施設費、安全費、役務費、技術管理費、営繕費

現場管理費

工事を施工するにあたっての、労務管理費、安全訓練等に要する費用、租税公課、保険料、従業員給料手当等

一般管理費

企業が経営を維持するための費用で、役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、修繕維持費等

4. 平成 27・28 年度に竣工した長野県発注建設工事アンケート結果(建設業協会調べ)

区分	工事数	質問1 平均落札率(%)	質問2 一般管理費が 確保できた工事数	質問3 確保できた一般管理費 の平均(%)
5千万～1億円	31	92.94	21(67.7%)	7.4
1～2億円	21	93.32	18(85.7%)	7.8
2億円以上	11	88.89	5(45.5%)	2.6

建設工事における 総合評価落札方式の低入札価格調査について

1 現状と課題

総合評価落札方式とは、価格のみで落札者を決定せず、価格以外の要素も加えて総合的に評価し、最も優れたものを落札者とする制度。

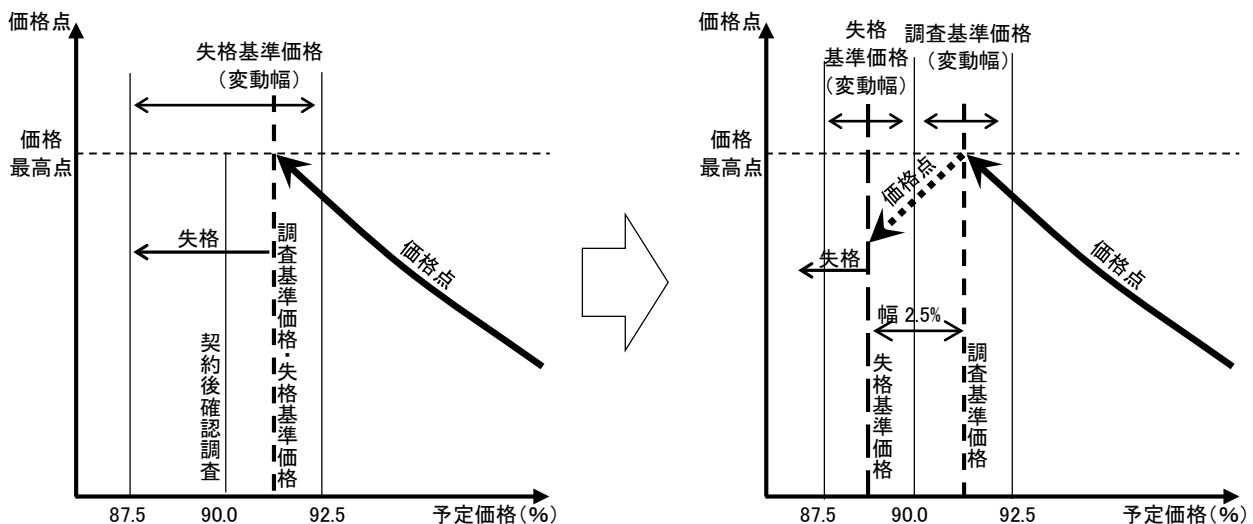
本県では、受注希望型競争入札（総合評価落札方式含む）の低入札価格調査において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を同額とし、これを下回った者は、調査を省略し失格としている。

平成 29 年 9 月 29 日付けで、総務省及び国土交通省から、「価格による失格基準の価格水準を低入札価格調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けること」と通知された。

2 見直しの内容

建設工事の総合評価落札方式において、変動制（予定価格の 90%～92.5%）の低入札価格調査基準価格を設け、失格基準価格は、調査基準価格から 2.5%相当額低く設定する。

見直しに伴い入札動向に大きな影響を与えないよう、調査基準価格未満の価格点は下図のとおり補正する。



3 実施時期

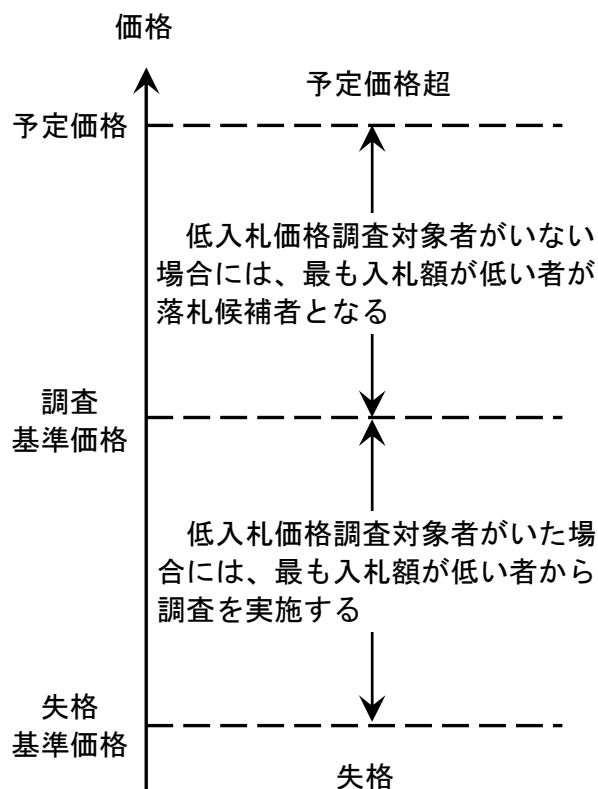
平成 30 年 4 月の公告案件から適用

(参考)

建設工事におけるダンピング対策

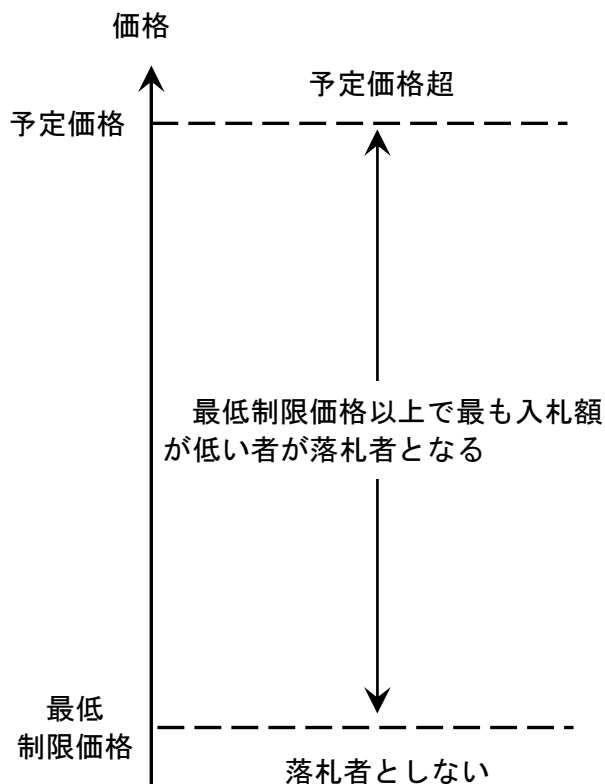
低入札価格調査制度

調査基準価格に満たない入札を行ったものについて調査を行い、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認める場合等には、当該入札者を落札者とししない制度（地方自治法施行令第167条の10第1項）



最低制限価格制度

あらかじめ最低制限価格を設定し、最低制限価格に満たない入札を行ったものを落札者とししない制度（地方自治法施行令第167条の10第2項）



総行行第214号
国土入企第23号
平成29年9月29日

各都道府県入札契約担当部局長 殿
（市区町村担当課、契約担当課扱い）
各指定都市入札契約担当部局長 殿
（契約担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

総合評価落札方式による入札における適切なダンピング対策の実施について

今般、総合評価落札方式による入札における落札者の決定について、会計検査院より、一部の地方公共団体において、最低制限価格の設定により、価格その他の条件が最も有利な者を、最低制限価格を下回る価格で入札したことをもって失格として排除していた事態が見受けられたことを踏まえ、地方公共団体による総合評価落札方式による入札が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）に沿って適切に実施されるよう、指摘を受けたところです。

総合評価落札方式による入札には、地方自治法施行令上、最低制限価格を設定することができません。このため、下記のいずれかの措置等を講じることにより、ダンピング受注の防止を徹底していただくよう、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第20条第2項に基づき、要請します。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）の長及び議会の議長に対しても、本要請の周知をお願いします。

記

1. 低入札価格調査制度の活用及び価格による失格基準の導入

低入札価格調査制度の適切な活用を徹底することとし、その実施に当たっては、一定の価格を下回る入札を失格とする価格による失格基準を積極的に導入・活用するとともに、その価格水準を低入札価格調査の基準価格に近づけ、これによって適正な施工への懸念がある建設業者を適切に排除することなどにより、制度の実効を確保すること。価格による失格基準の設定に当たっては、「地方公共団体向け 総合評価実施マニュアル【改訂版】」(平成20年3月 国土交通省)を参考とすること。

なお、価格による失格基準の価格水準を調査基準価格と同額に設定することは、最低制限価格制度の適用と同義であることから行わないこととし、価格による失格基準と調査基準価格については、発注者の調査能力等に応じて、負担軽減にも配慮しつつ、適切な幅を設けること。

2. 施工体制確認型総合評価落札方式の導入

国土交通省直轄工事においては、工事の品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できるかどうかを審査し、評価する総合評価落札方式として、「施工体制確認型総合評価落札方式」を導入し、ダンピング受注の防止を徹底しているところである。
(別添1)

総合評価落札方式の適用に当たっては、この取組も参考に、競争参加者の施工体制を適切に評価し、ダンピング受注の防止を徹底すること。

以上

建設工事における低入札価格調査の実施について

[取組番号 17 関連]

1 現 状

- ・現在、総合評価落札方式を含む受注希望型競争入札において予定価格の 90%未満（2億円以上は 85%未満）の契約案件においては「契約後確認調査」及び「技術者別途配置等」を実施している
- ・今回、総合評価落札方式において、低入札価格調査基準価格と失格基準価格を分離することに伴い、調査基準価格未満の落札候補者に対して、適正な履行が行えるかの調査が必要となる

2 取組内容

総合評価を含む受注希望型の工事（予定価格 100 万円から WTO 適用基準未満）において、調査基準価格未満で落札候補になった者に、下図のとおり、低入札価格調査等を行う。これに伴い契約後確認調査は廃止する

現 行

調査対象	予定価格2億円未満： 予定価格の90%未満の契約者 予定価格2億円以上： 予定価格の85%未満の契約者
○契約後確認調査	
契約締結後、10日以内及び竣工時に調査書類提出 ^{注1)}	
○技術者配置	
契約額3,500万円 ^{※2} 以上の工事：主任技術者と同等の技術者を別途配置 契約額3,500万円 ^{※2} 未満の工事：主任技術者を専任配置	
※2 建築一式工事は7,000万円	
○落札候補者の辞退	
可能 (落札候補者通知の翌日から起算して2日以内) 年2回以上の辞退で入札参加制限	
注1)	
書類不提出、虚偽記載等の場合 入札参加停止、工事成績点の減点	

改 正

調査対象	調査基準価格 ^{※1} 未満の 落札候補者
※1 受注希望型競争入札は予定価格の90%	
○低入札価格調査	
落札候補者通知日の翌日から起算して2日以内に調査書類提出 ^{注2)}	
○技術者配置	
同左	
○落札候補者の辞退	
可能 (同左) 年3回以上の辞退で入札参加制限	
注2)	
竣工時にも同様の調査書類を求める 書類不提出、虚偽記載等の場合 契約前：落札候補者取消し、入札参加停止 竣工時：入札参加停止、工事成績点の減点 調査の結果、適合した履行がされないと判断された場合 落札候補者取消し、入札参加制限	

3 実施時期

平成30年4月の公告案件から適用

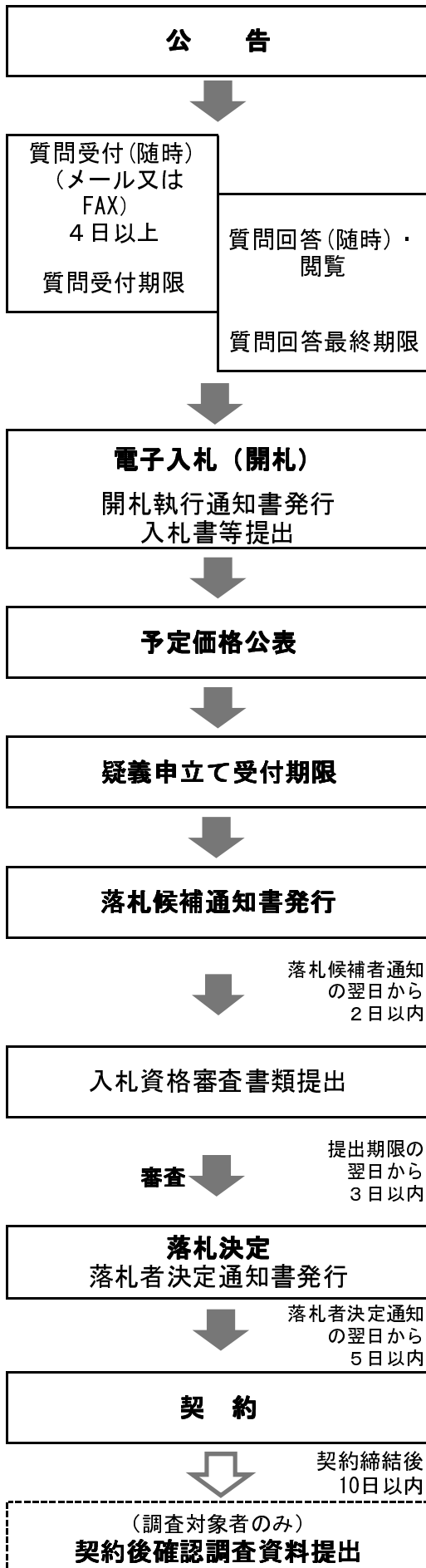
(参考)

低入札価格調査の提出書類一覧

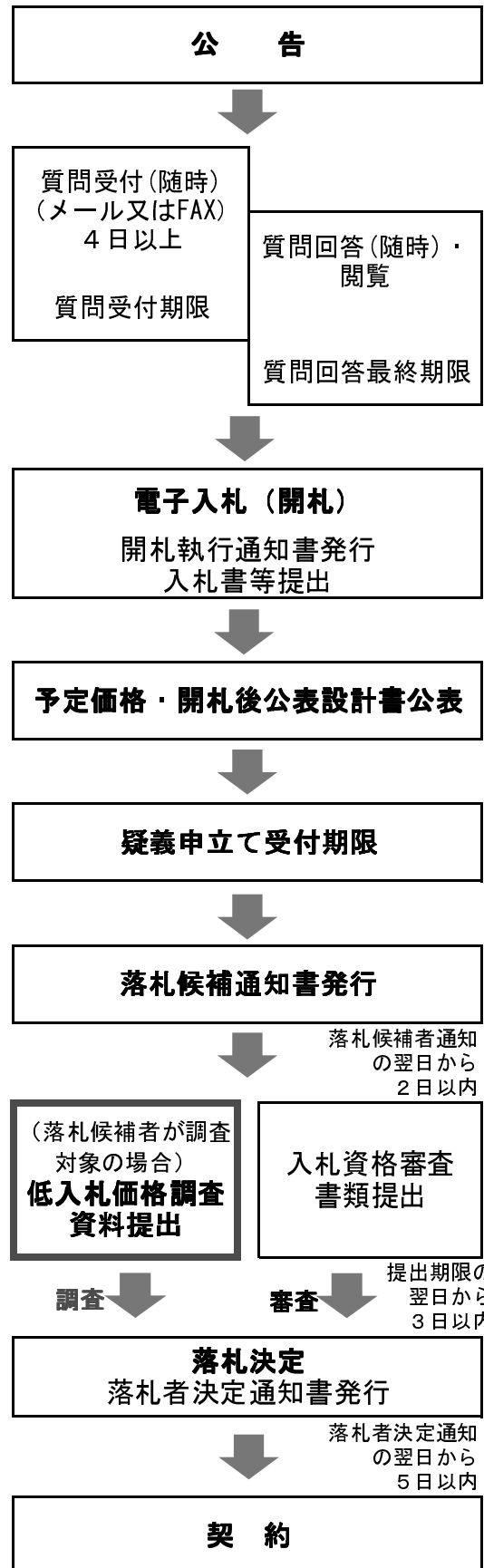
- ① その価格により入札した理由書
- ② 積算内訳書
- ③ 工事費内訳書
- ④ 手持ち資材一覧
- ⑤ 資材購入先一覧
- ⑥ 手持ち機械一覧
- ⑦ 労務者の確保計画
- ⑧ 工種別労務者配置計画
- ⑨ 建設副産物の搬出処理

受注希望型競争（建設工事）入札事務手続き

【現 行】



【改 正】



建設工事における WTO 案件等の技術提案点の見直しについて

1 現状と課題

長野県ではWTO案件におけるダンピング対策として、落札候補者の入札額が予定価格の85%を下回った場合に「低入札価格調査」を、75%を下回った場合には「特別重点調査」を実施している。

近年、トンネル工事を中心に75%台での落札が多くなっている。

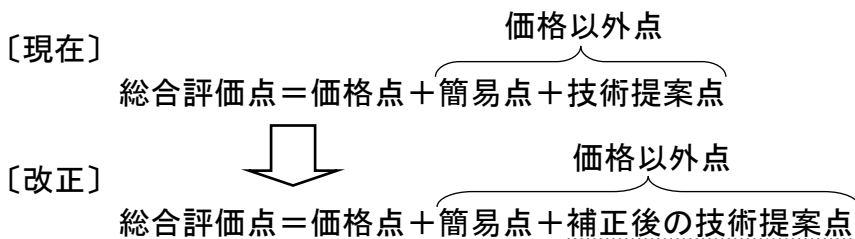
(金額:千円・税込)

年度	工事名	予定価格	落札価格	落札率
29	(国)148号 小谷村 雨中2号トンネル(仮契約中)	3,147,703	2,381,400	75.66%
25	(国)403号 筑北村～安曇野市 新矢越トンネル	2,756,261	2,068,500	75.05%
23	(国)152号 飯田市 小道木2号トンネル	2,735,649	2,052,152	75.02%

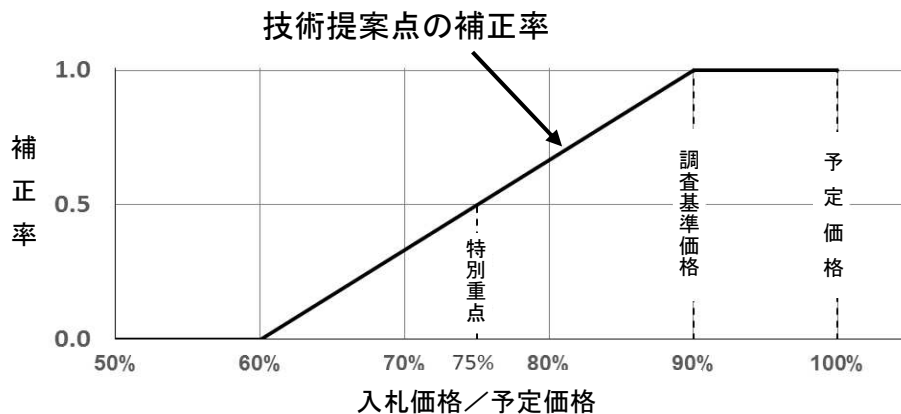
一方、全国のWTO案件の落札率は、過去3か年の平均で89.3%であり、本県においてもダンピング対策の強化が必要となっている。

2 見直しの内容

- (1) WTO案件の入札は、技術提案型の総合評価落札方式を原則とする。
- (2) 調査基準価格は、WTO未満の案件との整合を図り、中央公契連モデルも踏まえ、予定価格の90%相当額とする。
- (3) 調査基準価格未満の者の技術提案は入札額に応じて補正する。
- (4) 上記(3)は、WTO未満の技術提案型総合評価においても準用する。



$$\text{補正後の技術提案点} = \text{技術提案点} \times \text{補正率}$$



3 実施時期

平成30年4月の公告案件から適用

①委託業務における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の配点等の見直しについて

1 現状と課題

受注希望型競争入札でのくじ引きの多発を受け、平成29年6月より委託業務における総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の試行を開始した。

12月末時点で184件が開札され、くじ引き発生率は受注希望型の66%に対し33%となっている。

半年間の試行結果を受け、各発注機関間の整合を図るとともに、受注者側からの要望も踏まえ、地域加点の評価の見直しを行う。

2 見直しの内容

下記のとおり改正する。

評価項目と配点

	評価項目	評価点	
		現行	改正
1	業務成績 過去2年間（5件未満は4年間の平均点） 《計算式》業務成績点=2.0×（当該社業務成績点-60）/（最高業務成績点-60）	0.00～ 2.00	同左
2	管理技術者等手持ち業務量 管理・主任技術者：1業務につきマイナス0.2点 照査・担当技術者：1業務につきマイナス0.1点	-2.00～ 0.00	同左
3	地域加点（企業の所在地）	0.00～ 2.00	0.00～ 1.00
	①業務箇所の近傍（10広域をさらに細分化した地域内）	2.00	廃止
	②業務箇所と同一10広域内	1.50	1.00
	③業務箇所と同一4広域内	1.00	0.75
	④県内に本店がある者	0.50	0.50
	価格以外の評価点	-2.00～ 4.00	-2.00～ 3.00
	価格点 《計算式》配点×最低価格/入札価格	96.00	97.00
	総合評価点	100.00	100.00

地域加点の最小単位

測量：②10広域（1.00点）

建設・補償コンサルタント：②10広域（1.00点）または③4広域（0.75点）

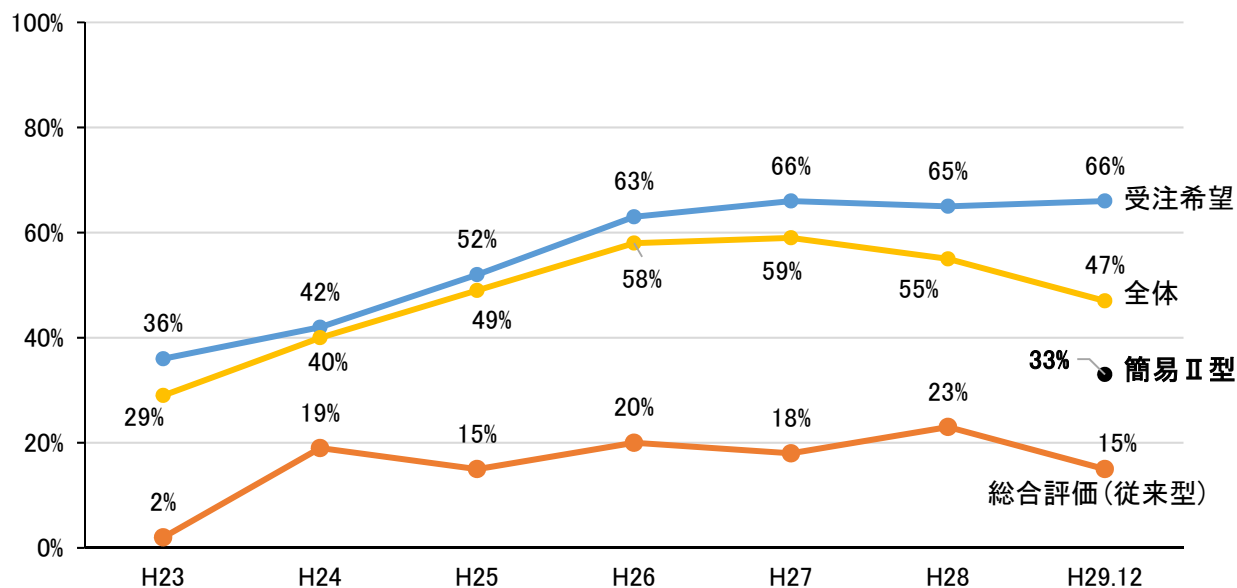
地質調査：③4広域（0.75点）

3 実施時期

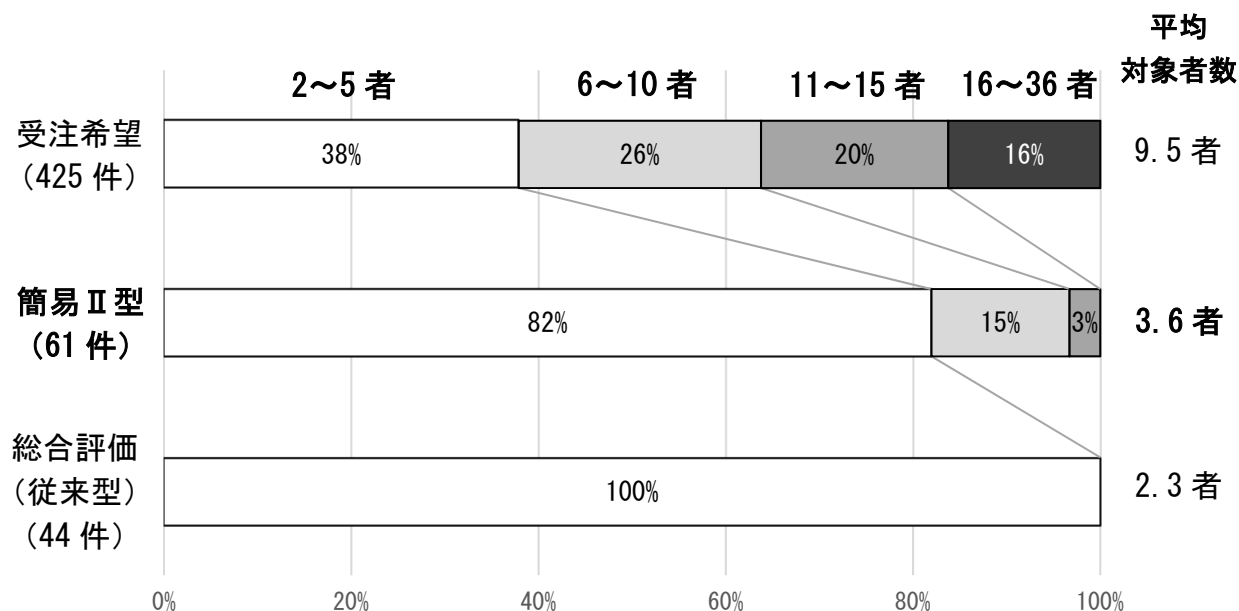
平成30年4月の公告案件から適用

(参考)

1 くじ引き発生状況の推移 (H29.4月～12月開札分)



2 くじ引き発生案件におけるくじ引き対象者数 (H29.4月～12月開札分)



3 地域加点の設定実績

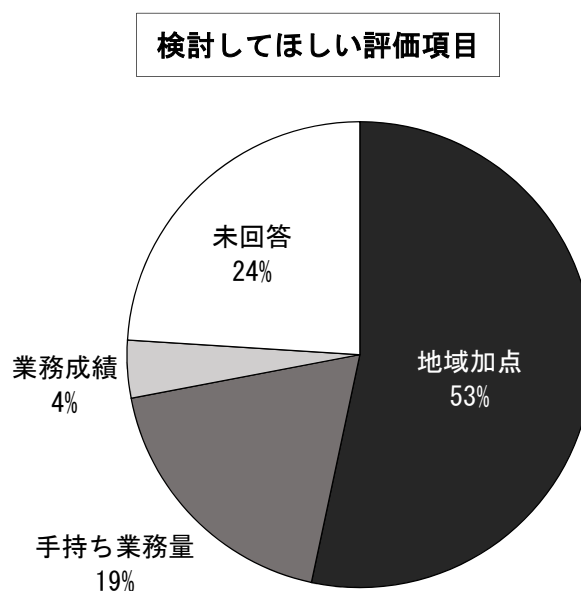
4 広 域	10 広 域	発注機関	地域加点の最小単位			
			測量	建設 コンサルタント	補償 コンサルタント	地質調査
東 信	佐久	佐久建設事務所	○	○	○	
	上田	上田建設事務所	○	○	○	△
南 信	諏訪	諏訪建設事務所	○	○	△	△
	上伊那	伊那建設事務所	◎	◎	◎	△
	南信州	飯田建設事務所	○	○	○	○
中 信	木曾	木曾建設事務所	○	△	△	△
	松本	松本建設事務所	◎		◎	
		安曇野建設事務所	◎	◎		◎
	北アルプス	大町建設事務所	○	△	△	△
北 信	長野	千曲建設事務所	◎	○		○
		須坂建設事務所	◎	○		○
		長野建設事務所	◎	◎	◎	◎
	北信	北信建設事務所	○	○		○

凡例 ◎ : 10広域未満 ○ : 10広域 △ : 4広域

4 業種別入札参加資格者数

業 種	企業数
測量	203
建設コンサルタント	102
補償コンサルタント	80
地質調査	37

5 関係業界団体より出された 価格以外の評価項目の検討要望 (地域を支える調査設計業検討会議)



②疑義申立て制度の見直しについて

1 現状と課題

- 平成29年4月から、入札の透明化及び契約の適正化を図るため、疑義申立て制度を創設。
- 11月末までに、118件の公告案件へ疑義申立てがあり、その結果、45件で予定価格に相違が判明するなどし、入札手続きを中止した。
- 一方、応札者からは、「予定価格だけでは具体的な疑義を挙げられない」、「落札決定までに時間がかかる」などの意見が寄せられている。

2 取組内容

- 建設工事において、開札後、予定価格と合わせ、工種別の金額を示した「開札後公表設計書」を公表する。
- 疑義申立て期間を3日間から2日間とする。

開札後公表設計書の例

費目・工種・種別・細別・施工名称など	数量	単位	金額	備考
本工事費				
道路改良			〇〇〇,〇〇〇	
道路土工			〇〇〇,〇〇〇	
法面工			〇〇〇,〇〇〇	
擁壁工			〇〇〇,〇〇〇	
舗装			〇〇〇,〇〇〇	
舗装工			〇〇〇,〇〇〇	
区画線工			〇〇〇,〇〇〇	
直接工事費			〇, 〇〇〇, 〇〇〇	
共通仮設費計			〇〇〇, 〇〇〇	
純工事費			〇〇〇, 〇〇〇	
現場管理費			〇〇〇, 〇〇〇	
工事原価			〇〇〇, 〇〇〇	
一般管理費等			〇〇〇, 〇〇〇	
工事価格計			〇, 〇〇〇, 〇〇〇	

3 適用時期

平成30年4月の公告案件から実施。

建設工事等の標準請負契約約款の改正について (社会保険への加入の促進)

会計局 契約・検査課
建設部 技術管理室
林務部 森林政策課

1 目的

長野県では、建設工事等入札参加資格者に社会保険^{※1}の加入を義務付けており、未加入の下請企業についても元請企業から加入指導するよう求めている。現在の加入率は95%となっている。

平成29年7月、中央建設業審議会^{※2}は、公共工事標準請負契約約款において、受注者は社会保険未加入建設業者を下請負人等としてはならない旨の条項を新設するとともに、全国の都道府県に対しても改正を勧告した。

これを受けて、下請企業における社会保険加入を更に促進するため、長野県建設工事等標準請負契約約款の改正を行い、建設工事現場の労働環境の改善、建設産業の中・長期的な担い手の確保・育成を図りたい。

2 取組内容

(1) 建設工事標準請負契約約款を改正し、次の条項を新たに規定する。

- ① 請負代金内訳書^{※3}へ社会保険に係る法定福利費を明示すること。
- ② 社会保険の未加入建設業者は1次下請負者とししないこと。

(2) 森林整備業務においても同様な取組を行う。

- ・ 1次下請負者に社会保険の未加入が確認された場合、特別な事情の有無を考慮しつつ、未加入が改善されない場合は元請企業に対し入札参加停止措置や工事成績評定の減点等を行う。
- ・ 様々な機会を捉え、受注者・発注者双方へ周知を図る。

3 適用日等

平成30年10月1日付で契約約款を改正し、以降に契約する工事に適用する。

※1 社会保険：健康保険、厚生年金保険、雇用保険

※2 中央建設業審議会：「建設業法」等に基づき、国交省に設置された諮問機関。建設工事の入札契約の適正化や標準請負契約約款等の審議を行う。自治体や企業の代表者よりなる。

※3 請負代金内訳書：契約約款第3条に規定される図書。受注者が契約締結後5日以内に設計図書に基づき発注者に提出する。

(参考)

1 建設業における社会保険の加入義務

◎：事業主が加入 ○：個人が加入

区分	就労形態	労働保険		社会保険					
		雇用保険		医療保険（いずれかに加入）				年金保険	
		雇用 保険	日雇 雇用 保険	協会 けんぽ	健康 保険 組合	国民健康 保険組合 (建設国保等)	国民 健康 保険	厚生 年金	国民 年金
法人	常用労働者 (1人～)	◎※1		◎	◎	◎※3		◎	
	日雇労働者		○	○※2			○		○
	役員等			◎	◎	◎※3		◎	
個人 事業主	常用労働者 (5人～)	◎※1		◎	◎	◎※3		◎	
	常用労働者 (1人～4人)	◎※1				○	○		○
	日雇労働者		○	○※2			○		○
	事業主 一人親方					○	○		○

※1 週所定労働時間が20時間以上等の要件に該当する場合は常用であるか否かを問わない。

※2 協会けんぽの日雇特例被保険者としての保険

※3 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険組合に加入する。

2 建設工事等の労働災害の状況

(1) 県内労働災害発生件数

() 内の数字は死亡者数

区分	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (H30.1月まで)
県内 全産業	(20) 2,000	(17) 2,113	(16) 2,032	(15) 1,903	(20) 1,893
県発注 公共工事	(1) 20	(1) 27	(0) 27	(2) 26	(0) 10
県発注 森林整備	(0) 0	(0) 0	(0) 2	(0) 2	(0) 1

(2) 業種別死傷年千人率※（全国）

業種	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全産業	2.3	2.3	2.3	2.2	2.2
建設業	5.0	5.0	5.0	4.6	4.5
林業	31.6	28.7	26.9	27.0	31.2

※年千人率：労働者1,000人あたり1年間に発生する死傷者数を示すもの。

説明請求審査部会の開催について

会計局 契約・検査課

長野県知事から平成 29 年 11 月 8 日付で入札参加資格に関する再苦情申立に対し意見を求められたため、長野県契約審議会説明請求審査部会を開催し、審議しました。

1 部会長の互選等について（契約審議会規則第 5 条第 3、5 項）

部会長 吉野 洋一 委員
 部会長代理 柳澤 修嗣 委員
 部会員 轟 邦明 特別委員

2 説明請求審査部会の開催について

(1) 開催日時 平成 29 年 12 月 7 日（木） 14 時 10 分から 15 時 30 分まで

(2) 部会における審議概要

① 審議事項

建設工事に係る入札参加資格に係る再苦情申立 1 件

② 審議案件名

工事名 平成 29 年度 県営かんがい排水事業 川西地区 揚水ポンプ工事
 箇所名 上田市小泉

③ 審議内容

再苦情申立者及び発注者からの事情聴取及び部会意見の審議

④ 再苦情申立の要旨

同種工事の実績又は専門性の有無に関する要件「ポンプ設備製作工事の実績かつ製作工場を有していること」を満たさないとして落札候補者通知を取り消したことに対する苦情申立

⑤ 事情聴取及び審議結果（答申）

審議会規則第 5 条第 6 項及び第 1 回契約審議会の議決により、部会の決議をもって審議会の決議とし、平成 29 年 12 月 18 日付けで契約審議会会長から知事に答申しました。審議結果（答申の概要）は次のとおり

入札参加資格要件である「同種工事の実績又は専門性の有無」に関し、要件を満たさないとして落札候補者通知を取り消した理由については、妥当でなかったとまでは認められない。

なお、発注者においては、今後入札公告等の記載方法及び周知方法について工夫をこらし、疑義が生じないように努められたい。

(3) 県知事（農政部農地整備課）の対応

- 平成 29 年 12 月 26 日、県知事から再苦情申立者へ、審議会答申と同様の内容で書面にて回答
- 農地整備課から発注者へ審議会答申及び再苦情申立回答書の内容を通知